

指定介護予防サービス等の事業の人員、設備、運営等に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

指定介護予防サービス等の事業の人員、設備、運営等に関する基準等を定める条例（平成25年神奈川県条例第21号）の一部を次のように改正する。

目次中「第7節 基準該当介護予防サービスに関する基準（第166条～第172条）」を「第7節 共生型介護予防サービスに関する基準（第165条の2・第165条の3）
第8節 基準該当介護予防サービスに関する基準（第166条～第172条）」に改める。

第1条中「第115条の2第2項第1号」を「第115条の2の2第1項」に、「及びこれらのうち」を「、同法第54条第1項第2号の規定に基づく」に改める。

第2条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 共生型介護予防サービス 法第115条の2の2第1項の申請に係る法第53条第1項本文の指定を受けた者による指定介護予防サービスをいう。

第80条第1項中「は、」を「が」に、「、指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下この章において「理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士」という。）を置かなければならない。」を「置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 医師 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たらせるために必要な1以上の数
- (2) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 1以上

第80条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項第1号の医師は、常勤でなければならない。

第81条第1項中「又は介護老人保健施設」を「、介護老人保健施設又は介護医療院」に改める。

第88条中「、看護職員（歯科衛生士が行う介護予防居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を除いた保健師、看護師又は准看護師をいう。以下この章において同じ。）」を削る。

第89条第1項第1号イ中「、看護職員」を削り、同項第3号を削る。

第90条第1項中「、薬局又は指定訪問看護ステーション等」を「又は薬局」に改める。

第92条中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 通常の事業の実施地域

第96条第3項を削る。

第119条第1項ただし書中「介護老人保健施設」の次に「又は介護医療院」を加える。

第130条第4項中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を、「もの（以下）」の次に「この節及び次節において」を加える。

第9章中第7節を第8節とし、第6節の次に次の1節を加える。

第7節 共生型介護予防サービスに関する基準

(共生型介護予防短期入所生活介護の基準)

第165条の2 介護予防短期入所生活介護に係る共生型介護予防サービス（以下この条及び次条において「共生型介護予防短期入所生活介護」という。）の事業を行う指定短期入所事業者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号。以下この条において「指定障害福祉サービス等基準」という。）第118条第1項に規定する指定短期入所事業者をいい、指定障害者支援施設（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項に規定する指定障害者支援施設をいう。以下この条において同じ。）が指定短期入所（指定障害福祉サービス等基準第114条に規定する指定短期入所をいう。以下この条において同じ。）の事業を行う事業所として当該施設と一体的に運営を行う事業所又は指定障害者支援施設がその施設の全部又は一部が利用者に利用されていない居室を利用して指定

短期入所の事業を行う場合において、当該事業を行う事業所（以下この条においてこれらを「指定短期入所事業所」という。）において指定短期入所を提供する事業者に限る。）が共生型介護予防短期入所生活介護の事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定短期入所事業所の居室の面積を指定短期入所の利用者の数及び共生型介護予防短期入所生活介護の利用者の数の合計数で除して得た面積が9.9平方メートル以上であること。
- (2) 指定短期入所事業所の従業者の員数が、当該指定短期入所事業所が提供する指定短期入所の利用者の数を指定短期入所の利用者及び共生型介護予防短期入所生活介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定短期入所事業所として必要とされる数以上であること。
- (3) 共生型介護予防短期入所生活介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定介護予防短期入所生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(準用)

第165条の3 第51条の3から第51条の7まで、第51条の9、第51条の10、第51条の13、第52条の2、第52条の3、第54条、第55条の4から第55条の11まで、第121条の2、第121条の4、第129条、第131条並びに第4節（第143条を除く。）及び第5節の規定は、共生型介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第55条の4中「第55条」とあるのは「第139条」と、「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護の提供に当たる従業者（以下「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」という。）」と、第121条の2第3項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」と、第134条第1項及び第138条中「介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」と、第142条第2項第1号中「第145条第2号」とある

のは「第165条の3において準用する第145条第2号」と、同項第2号中「次条」とあるのは「第165条の3」と、同項第3号中「第137条第2項」とあるのは「第165条の3において準用する第137条第2項」と、同項第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第165条の3」と読み替えるものとする。

第174条第1項に次の1号を加える。

- (5) 介護医療院である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、当該指定介護予防短期入所療養介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員、介護職員、理学療法士又は作業療法士及び栄養士の員数は、それぞれ、利用者を当該介護医療院の入所者とみなした場合における法に規定する介護医療院として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とする。

第175条第1項第4号イ中「食堂及び」を削り、同項に次の1号を加える。

- (5) 介護医療院である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、法に規定する介護医療院として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護医療院（介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成30年厚生労働省令第5号）第43条に規定するユニット型介護医療院をいう。第192条及び第196条において同じ。）に関するものを除く。）を有することとする。

第176条中「介護老人保健施設」の次に「若しくは介護医療院」を加える。

第180条に次の1号を加える。

- (4) 介護医療院である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、利用者を当該介護医療院の入所者とみなした場合において入所定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者数

第192条第1項に次の1号を加える。

- (5) 介護医療院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、法に規定する介護医療院として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護医療院に関するものに限る。）を設けること。

第196条に次の1号を加える。

- (3) ユニット型介護医療院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、利用者を当該ユニット型介護医療院の入居者とみなした場合において入居定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者数

第204条第8項中「のうち1人以上及び介護職員のうち」を「及び介護職員のうちそれぞれ」に改める。

第212条に次の1項を加える。

- 3 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第251条第1号中「利用料」の次に「、全国平均貸与価格（福祉用具の利用料の全国平均として国が公表するものをいう。）」を加え、同条に次の1号を加える。

- (7) 指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、同一種目における機能又は価格帯の異なる複数の福祉用具に関する情報を利用者に提供すること。

第252条第4項中「利用者」の次に「及び当該利用者に係る介護支援専門員」を加える。

附則中第30項を第33項とし、第29項の次に次の見出し及び3項を加える。

(病床の転換を行って開設する医療機関併設型指定介護予防特定施設等に関する経過措置)

- 30 療養病床その他規則で定める病床（以下「療養病床等」という。）を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は診療所の病床について、平成30年4月1日から平成36年3月31日までの間に転換（病院の療養病床等又は診療所の

病床の病床数を減少させるとともに、当該病院又は診療所の施設を介護医療院、軽費老人ホーム（老人福祉法第20条の6に規定する軽費老人ホームをいう。）その他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。以下同じ。）を行って指定介護予防特定施設入居者生活介護（外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護を除く。）の事業を行う医療機関併設型指定介護予防特定施設（介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所に併設される指定介護予防特定施設をいう。以下同じ。）を開設する場合その他規則で定める場合における当該施設に置くべき生活相談員、機能訓練指導員及び計画作成担当者の員数は、第204条第1項、第2項、第4項及び第7項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

- (1) 生活相談員及び計画作成担当者 それぞれ当該医療機関併設型指定介護予防特定施設の実情に応じた適当数
- (2) 機能訓練指導員 1以上。ただし、併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士により当該医療機関併設型指定介護予防特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、置かないことができる。

31 療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は診療所の病床について、平成30年4月1日から平成36年3月31日までの間に転換を行って外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業を行う医療機関併設型指定介護予防特定施設を開設する場合その他規則で定める場合における当該施設に置くべき生活相談員及び計画作成担当者の員数は、第228条第1項、第2項、第5項及び第6項の規定にかかわらず、それぞれ当該医療機関併設型指定介護予防特定施設の実情に応じた適当数とする。

32 療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は診療所の病床について、平成30年4月1日から平成36年3月31日までの間に転換を行って指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業を行う医療機関併設型指定介護予防

特定施設を開設する場合その他規則で定める場合で、併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の施設を利用することにより、当該医療機関併設型指定介護予防特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、第206条第4項及び第5項並びに第230条第4項及び第5項の規定にかかわらず、当該医療機関併設型指定介護予防特定施設に浴室、便所及び食堂を設けないことができる。

附 則

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第251条第1号の改正規定は、同年10月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項に規定する指定介護予防サービスを行っている事業所において行われる改正前の第88条に規定する指定介護予防居宅療養管理指導のうち、看護職員（歯科衛生士が行う介護予防居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を除いた保健師、看護師又は准看護師をいう。）が行うものについては、改正前の第88条から第90条まで及び第96条第3項の規定は、平成30年9月30日までの間、なおその効力を有する。